

◆指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 添付書類について

指定事項変更届出書に、変更の内容に応じて下記の書類を添付してください

変更の内容	添付書類	事業者証の交付及び手数料について
代表者の変更	・誓約書 ・定款の写し（直近のもの） ・登記簿謄本又は記載事項証明書 ・指定給水装置工事事業者証(原本)	事業者証の交付あり ※証交付手数料 2,000 円 の納付が必要
代表者の氏名変更		
事業所名（会社名・商号）の変更		
代表者（代表取締役）以外の役員の変更	・誓約書（新規就任がある場合） ・登記簿謄本又は記載事項証明書	事業者証の交付なし ※手数料不要
事業所の住所変更	・登記簿謄本又は記載事項証明書	
電話番号、FAX番号、メールアドレス変更	不要 ※指定事項変更届に、変更に係る事項を記入し提出してください	

◆給水装置主任技術者の選任・解任に係る提出書類について （新規・更新申請の場合を除く）

主任技術者の選任・解任のみを届け出る場合は、指定事項変更届の提出は不要です。

提出していただく書類については下記のとおりです。

主任技術者の選任・解任に係る提出書類	・給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書 ・選任される主任技術者の免状又は技術者証の写し（選任の場合のみ添付） ・申請事業者への所属を明らかにするもの（健康保険証の写し又は雇用を証明するもの）（選任の場合のみ添付）
--------------------	---

※「水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書」については、選任・解任の該当する方を○で囲んでください。

※選任と解任を同時に行う場合は、選任・解任それぞれで届出書を作成し提出してください。

※「主任技術者の雇用を証明するもの」については、ホームページに掲載の「証明書」様式をご利用ください。

※手数料は不要です。